

## 伊丹市建築基準法施行細則の一部を改正する規則（令和元年伊丹市規則第9号）

伊丹市建築基準法施行細則（昭和46年伊丹市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下、改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（確認の申請書に添付する図書）</p> <p>第2条 法第6条第1項（法第87条第1項、<u>法第87条の2</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認の申請書には、省令第1条の3又は省令第3条に規定する図書又は書類のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法別表第1(イ)の欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が<u>100平方メートル</u>を超えるものを建築しようとする場合（増築しようとする場合において、増築後の建築物の当該用途に供する部分の床面積の合計が<u>100平方メートル</u>を超えるものとなるときを含む。）又は事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち、階数が5以上の<u>建築物</u>で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものを建築しようとする場合（増築しようとする場合において、増築後の建築物の階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超えるものとなるときを含む。） 特定建築物概要書（様式第6号）</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（特定建築物の定期報告）</p>	<p>（確認の申請書に添付する図書）</p> <p>第2条 法第6条第1項（法第87条第1項、<u>法第87条の4</u>又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による確認の申請書には、省令第1条の3又は省令第3条に規定する図書又は書類のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 法別表第1(イ)の欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が<u>200平方メートル</u>を超えるものを建築しようとする場合（増築しようとする場合において、増築後の建築物の当該用途に供する部分の床面積の合計が<u>200平方メートル</u>を超えるものとなるときを含む。）又は事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち、階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものを建築しようとする場合（増築しようとする場合において、増築後の建築物の階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超えるものとなるときを含む。） 特定建築物概要書（様式第6号）</p> <p>(7)・(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>（特定建築物の定期報告）</p>

第6条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等に該当するもの（以下この項において「対象建築物」という。）のうち令第16条第1項の建築物以外のものとし、省令第5条第1項の規定により市長が定める対象建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	規模等	報告の時期
劇場、映画館又は演芸場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの、 <u>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は主階が1階以外にあるもの</u>	<u>平成8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</u>
<u>観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）</u> 、公会堂又は集会場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの又は <u>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>	<u>平成8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</u>
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（令16条第1項の規定に	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの、 <u>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は2階部</u>	<u>平成8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</u>

第6条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等に該当するもの（以下この項において「対象建築物」という。）のうち令第16条第1項の建築物以外のものとし、省令第5条第1項の規定により市長が定める対象建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用途	規模等	報告の時期
劇場、映画館、 <u>演芸場、観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）</u> 、公会堂又は集会場	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	<u>令和2年7月から同年10月まで及び令和2年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</u>
病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの（令16条第1項の規定に	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの、 <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階若しくは3階以上の階の床面積</u>	<u>令和2年7月から同年10月まで及び令和2年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</u>

<p>よる国土交通大臣の定めにおいて規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供するものをいう。以下この表において同じ。)に限る。)</p>	<p>分(当該部分が避難階である場合を除き、病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>		<p>よる国土交通大臣の定めにおいて規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供するものをいう。以下この表において同じ。)に限る。)</p>	<p>の合計が100平方メートルを超えるもの又は2階部分(当該部分が避難階である場合を除き、病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	
<p>ホテル又は旅館</p>	<p>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの、地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p>平成9年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</p>	<p>ホテル又は旅館</p>	<p>床面積の合計が300平方メートルを超えるもの、<u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので</u>、地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p>	<p><u>令和3年7月から同年10月まで及び令和3年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</u></p>
<p>下宿又は共同住宅若しくは寄宿舍(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)</p>	<p>6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</p>	<p>平成9年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで</p>	<p>下宿又は共同住宅若しくは寄宿舍(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)</p>	<p><u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので</u>、6階以上の階の床面積の合計が100平方メ</p>	<p><u>令和3年7月から同年10月まで及び令和3年から起算して3年又は3の倍数の年</u></p>

				メートルを超えるもの	を経過した年の7月から10月まで
共同住宅又は寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。）	地階若しくは3階以上（その用途に避難階以外の階を供しないものにあつては、6階以上）の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は2階部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	平成9年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで	共同住宅又は寄宿舍（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。）	床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階若しくは3階以上（その用途に避難階以外の階を供しないものにあつては、6階以上）の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は2階部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が300平方メートル以上のもの	令和3年7月から同年10月まで及び令和3年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。）	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	平成8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで	児童福祉施設等（高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。）	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	令和2年7月から同年10月まで及び令和2年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
学校	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	平成10年から起算して3年又は3の倍数	学校	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの	令和元年7月から同年10月まで及び令和

	の又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	の年を経過した年の7月から10月まで		の又は <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、</u> 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	元年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
体育館，博物館，美術館，図書館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの（学校に附属するものの以外のも（そのものの用途に避難階以外の階を供しないものを除く。）にあつては，2000平方メートル以上のもの）又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	<u>平成10年</u> から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで	体育館，博物館，美術館，図書館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳場又はスポーツの練習場	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの（学校に附属するものの以外のも（そのものの用途に避難階以外の階を供しないものを除く。）にあつては，2000平方メートル以上のもの）又は <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、</u> 地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	<u>令和元年7月から同年10月まで及び令和元年</u> から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで
百貨店，マーケット，展示場，キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店，飲食店又は物品販	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの，地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は2階部	<u>平成10年</u> から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで	百貨店，マーケット，展示場，キャバレー，カフェー，ナイトクラブ，バー，ダンスホール，遊技場，公衆浴場，待合，料理店，飲食店又は物品販	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの， <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、</u> 地階若しくは3階以上の階の床面積	<u>令和元年7月から同年10月まで及び令和元年</u> から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで

売業を営む店舗	分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が500平方メートル以上のもの		売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗	の合計が100平方メートルを超えるもの又は2階部分（当該部分が避難階である場合を除く。）の床面積の合計が500平方メートル以上のもの	
事務所その他これに類するもの	地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。）	平成10年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで	事務所その他これに類するもの	地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの（階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。）	令和元年7月から同年10月まで及び令和元年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の7月から10月まで

2 (略)

(建築設備等の定期報告)

第7条 法第12条第3項の規定により市長が指定する建築設備は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等に該当する建築物に設けた換気設備（法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設置する換気設備のうち令第112条第15項の規定により設置する特定防火設備（温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。）を設けた換気設備に限る。）、排煙設備（法第35条の規定により設置する排煙設備のうち、排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家用発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限

2 (略)

(建築設備等の定期報告)

第7条 法第12条第3項の規定により市長が指定する建築設備は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等に該当する建築物に設けた換気設備（法第28条第2項ただし書及び第3項の規定により設置する換気設備のうち令第112条第20項の規定により設置する特定防火設備（温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。）を設けた換気設備に限る。）、排煙設備（法第35条の規定により設置する排煙設備のうち、排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。）及び非常用の照明装置（法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家用発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限

る。)とする。

用途	規模等
劇場，映画館又は <u>演芸場</u>	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの， <u>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの又は主階が1階以外にあるもの</u>
<u>観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）</u> ， <u>公会堂又は集会場</u>	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの又は <u>地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>
病院，診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
ホテル又は旅館	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
博物館，美術館，図書館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3

る。)とする。

用途	規模等
劇場，映画館， <u>演芸場</u> ， <u>観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）</u> ， <u>公会堂又は集会場</u>	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
病院，診療所（患者の収容施設があるものに限る。）又は児童福祉施設等	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので，地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>
ホテル又は旅館	床面積の合計が300平方メートルを超えるもの又は <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので，地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>
博物館，美術館，図書館，ボーリング場，スキー場，スケート場，水泳	床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの又は床面積の合計が

場又はスポーツの練習場	階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	場又はスポーツの練習場	<u>200平方メートルを超えるもので、地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業（物品加工修理業を含む。）を営む店舗	床面積の合計が500平方メートルを超えるもの又は <u>床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階若しくは3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの</u>
(略)		(略)	

2 省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年（省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、3年以内ごと）の当該各号に定める時期とする。

- (1) 令第16条第3項第1号に掲げるもの 法第7条第5項又は第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の2において準用する場合を含む。）の検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2月前から当該応ずる日の属する月まで
- (2)・(3) (略)

(許可申請に添付する図書)

第11条 省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1)～(11) (略)
- (12) 法第44条第1項第2号，法第52条第10項，第11項若しくは第14項，

2 省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年（省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあつては、3年以内ごと）の当該各号に定める時期とする。

- (1) 令第16条第3項第1号に掲げるもの 法第7条第5項又は第7条の2第5項（これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。）の検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2月前から当該応ずる日の属する月まで
- (2)・(3) (略)

(許可申請に添付する図書)

第11条 省令第10条の4第1項の規定により市長が定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1)～(11) (略)
- (12) 法第44条第1項第2号，法第52条第10項，第11項若しくは第14項，



法第53条第4項若しくは第5項第3号，法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。），法第55条第3項第1号若しくは第2号，法第56条の2第1項ただし書，法第57条の4第1項ただし書，法第59条第1項第3号若しくは第4項又は法第59条の2第1項，法第60条の2第1項第3号又は法第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による場合にあつては，次に掲げる図書

ア～エ （略）

(13) （略）

2・3 （略）

（建築面積の敷地面積に対する割合の緩和）

第15条 法第53条第3項第2号に規定する敷地は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(7) （略）

(8) 公園，広場または川に接する敷地で，前各号に掲げる敷地に準ずるもの

（防火壁の設置を要しない建築物の認定の申請）

第16条の3 令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により市長の認定を受けようとする者は，防火壁の設置を要しない建築物の認定申請書（様式第12号）の正本及び副本に，申請の理由書のほか，次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(4) （略）

2・3 （略）

（不適格建築物の報告）

第17条 法第86条の7第1項の規定により令第137条の2から令第137条の4まで及び令第137条の4の3から令第137条の11までに規定する範囲内において建築物を増築し，若しくは改築しようとする者は，不適格建築物調書

法第53条第4項，第5項若しくは第6項第3号，法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。），法第55条第3項第1号若しくは第2号，法第56条の2第1項ただし書，法第57条の4第1項ただし書，法第59条第1項第3号若しくは第4項又は法第59条の2第1項，法第60条の2第1項第3号又は法第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による場合にあつては，次に掲げる図書

ア～エ （略）

(13) （略）

2・3 （略）

（建築面積の敷地面積に対する割合の緩和）

第15条 法第53条第3項第2号に規定する敷地は，次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(7) （略）

(8) 公園，広場，線路敷，川その他これらに類するものに接する敷地で，前各号に掲げる敷地に準ずるもの

（防火壁又は防火床の設置を要しない建築物の認定の申請）

第16条の3 令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により市長の認定を受けようとする者は，防火壁又は防火床の設置を要しない建築物の認定申請書（様式第12号）の正本及び副本に，申請の理由書のほか，次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1)～(4) （略）

2・3 （略）

(様式第3号又は様式第4号)を市長に提出しなければならない。

様式第3号及び様式第4号中「, 第17条」を削る。

様式第6号中「政令第112条第15項」を「令第112条第20項」に改める。

様式第12号中「防火壁」の右に「又は防火床」を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。